

令和3年度

第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和3年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開 催 日 令和3年9月9日（木）

場 所 さいたま共済会館 601・602会議室
（オンラインとの併用開催）

出 席 者（13名）（敬称略）

齊藤 邦明	梅澤 佳一	齊藤 正明
青木 徹	深澤 一博	佐藤 緑郎
土屋 功一	山崎 芙美夫	重川 純子
村田 俊彦	大野 夏美	小寺 智子
増井 千恵子		

事 務 局	松澤	学事課長
	中崎	学事課副課長
	小村	高等学校担当主幹
	村松	幼稚園担当主幹
	小宮	専修各種学校担当主幹
	関口	高等学校担当主査
	清野	専修各種学校担当主査
	鈴木	高等学校担当主任
	稲田	幼稚園担当主任
	河原	専修各種学校担当主任
	田部井	幼稚園担当主事

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、山崎芙美夫委員、大野夏美委員を指名した。

3 諮問事項

(1) 審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和3年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛13 否0
令和3年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛13 否0
令和3年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	承 認	賛13 否0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時12分閉会を宣言した。

令和3年9月9日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 山崎 芙美夫

委 員 大野 夏美

【審議記録書】

1 開 会

○司会 お待たせをいたしました。私、司会、中崎ですが、この音声届いておりますでしょうか。届いておりましたら、軽く手を挙げていただければ幸いです。皆さん、届いていらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔挙手あり〕

○司会 ありがとうございます。

既に御案内のとおり、希望される委員の皆様におかれましては、4名いらっしゃいますが、今日オンラインで参加させていただいています。なお、お配りしている配席図では、会場での参加になっております2名の委員さんもオンラインでの参加となっております。よろしくお願いいたします。本日は全員出席をいただいております。

何点か事務局からお願いがございます。マイクの設定、PCのパソコンのマイクの設定は、ミュートでまずはお願いしたいと思います。審議における質問や意見、それから議決における異議の表明など御発見される場合に、PCのズームのマイクをオンにして発言をしていただければと存じます。この会場における発言は、PCのマイクを通してオンラインの皆様端末から、今私がお話しているように流れるようになっております。

会場にいらっしゃる委員の皆様にご覧でございます。一応卓上には旧来からあるマイクシステムがありますけれども、このマイクですね。これは、本日使用しない予定です。音の関係、映像の関係は全部PCの方で対応させていただきますので、発言の際はこの卓上のマイクシステムのオンは不要でございます。何分初めての試みですので、もし御不明な点あれば、挙手をいただければスタッフがサポートに入らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

何か、このオンラインの関係で御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○司会 それでは、先に進めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございました。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和3年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

2 会長挨拶

○司会 初めに、村田会長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村田会長 では、改めまして皆さん、こんにちは。今日は、お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。今日は、6人の委員さんもリモートでの参加ということでいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、前回に引き続いて私立学校に対する運営費補助金の配分の基本方針について御審議をいただくわけでございますけれども、前回の7月の13日の審議会におきましては、それぞれのお立場から大変貴重な御意見をいただきました。それらの御意見を踏まえまして、事務局において配分の基本方針の案を今日は作成いただいておりますので、これらについて御審議を賜りたいと思います。

議事の公正・中立な運営を心がけてまいりますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、条例第6条第1項に基づき、会長に進行をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、議事を進めたいと思います。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。山崎英美夫委員、大野夏美委員、このお二方に議事録署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 どうもありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者について事務局からお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴者は2名いらっしゃいます。

○村田会長 ありがとうございます。

〔傍聴者入場〕

4 諮問事項（3件）

（1）令和3年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

(2) 令和3年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

(3) 令和3年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、審議に入りたいと思います。

第1回の審議会から引き続いて、諮問事項3件でございます。前回の会議におきましては、皆様方から貴重な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえまして、事務局におきまして「令和3年度運営費補助金配分の基本方針」案の整理をお願いしたところでございます。

この配分の基本方針案につきまして、事務局の方の説明を求めます。よろしく申し上げます。

○事務局 高等学校担当の小村と申します。私からは、小学校・中学校・高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明をいたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料1「令和3年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。まず、「1 配分の基本的な考え方」ですが、今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。「基礎配分」とは、人件費や光熱水費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。「政策誘導配分」とは、教育条件の向上や特色ある教育の実施など、県が進める私学行政への誘導を促進するための配分でございます。

次に、2の基礎配分の（1）高等学校を御覧ください。配分項目として、①人件費や②教育研究経費など4つの項目がございます。高等学校では、前年度の生徒数や教職員数に応じた支出の状況、具体的には、前年度の決算書における人件費や教育研究経費などの額に補助率を乗じて補助額を算出する「補助対象経費方式」という経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。

次に、（2）中学校と（3）小学校ですが、両方とも配分項目としては「生徒数割」の1つでございます。小・中学校では、生徒1人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、「3 政策誘導配分」を御覧ください。今年度は、⑧の「教員資質向上加算」を加え、全部で9つの配分項目で政策誘導を図ってまいりたいと考えております。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお、欄外の米印でございますが、小学校は⑥特色教育促進加算及び⑨定員超過調整の2項目を適用することとしております。これは、県内の小学校が5校と少ない中で、配分原資は一定であるため、ある学校へ政策誘導配分をすることが、直接的に他の学校への配分の減少につながる点や、既に少人数学級による質の高い授業が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分

としているものでございます。

米印の2つ目、中学校は②の小規模校加算は適用しないこととしておりますが、これは高校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

1枚おめくりいただき、4の特別補助を御覧ください。基礎配分と政策誘導配分のどちらにも含まれないものを「特別補助」としてしておりますが、今年度は、②の「授業目的公衆送信補償金制度活用特別配分」を新たに追加したいと考えております。

続きまして、資料2「令和3年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧ください。ここからは、令和3年度の変更点について御説明させていただきます。まず、「1 各配分項目の変更点」の「（1）基礎配分」の「①高等学校」でござい
ます。2点、「一部見直し」がござい
ます。1点目は、②教育研究経費、③管理経費、④設備関係経費について、決算額に基づき配分額の算出基礎となる基準額を時点修正するものでござい
ます。これは、②教育研究経費、③管理経費、④設備関係経費につきましては、配分の算出基礎となる基準額を定めており、この基準額は県内私立高校の前年度決算額に基づき算定した生徒1人当たりの平均額としておりますが、決算額が変動することから毎年度、時点修正しているものでござい
ます。

2点目は、同じく②から④について、消費増税対応臨時加算を廃止するものでござい
ます。これは、②から④の配分額については、前年度決算額に基づき算出するため、昨年度までは前年度決算額に、10%に増税後の消費税が全て反映されていなかったため、消費増税への一定の配慮が必要でしたが、今年度からは前年度決算額に増税後消費税が全て反映されているため、消費増税への一定の配慮が不要となることによるものでござい
ます。

なお、中段の表、②中学校、下段の表、③小学校の基礎配分については、変更点はございません。

1枚おめくりいただきまして、「（2）政策誘導配分」を御覧ください。変更点は1つ、⑧の教員資質向上加算の新設でござい
ますが、詳細はこの後、御説明させていただきます。

もう一枚おめくりいただきまして、「（3）特別補助」を御覧ください。変更点は2つ、①の新型コロナウイルス感染症対策特別配分の見直しと、②の授業目的公衆送信補償金制度活用特別配分の新設ですが、詳細はこの後、御説明をいたします。

それでは、3つの主な変更点につきまして御説明させていただきますので、次の「2 主な変更点」を御覧ください。主な変更点の1点目は、政策誘導配分の教員資質向上加算の創設でござい
ます。まず、現状と課題ですが、前回の審議会の審議を踏まえて、外部機関が実施する研修を利用した場合に、学校が負担する参加費等に関する調査を実施いたしました。その結果、令和2年度の実績で、高等学校では全48校中半数の24校に参加実績があり、参加教員数の平均は1校当たり15人、学校が負担した経費の平均は1校当たり23万1千円、参加費は1人当たり約1万5,400円でござい
ました。

また、県立総合教育センターに私立学校の教員も参加できる「専門研修」について、私立学校の

教員が参加した場合に負担することとなる金額を確認いたしました。私立学校の教員が負担する額は、研修に要した費用を公立学校の教員も含めた参加者で頭割りした金額になるとのことであり、令和元年度実績で、平均額は約1万4,500円であるとのことでした。

これらを踏まえて制度設計などについて検討させていただいた結果が、下の変更案でございます。案といたしましては、教員の資質向上を図るため、学校が参加費を負担して教員を外部機関の研修に派遣する取組に要する経費に対して、1校当たり20万円を上限に加算配分する「教員資質向上加算」を創設するいたしました。1校当たりの上限20万円は、学校が負担した経費の平均が1校当たり23万1千円から設定したものでございます。研修の参加を促進するために23万1千円に少し上乘せして30万円までは、学校の持ち出しが生じないようにいたしました。30万円の3分の1の10万円は、基礎配分で補助することになりますので、残りの20万円を教員資質向上加算で補助することとしたものでございます。

次のページをお開きください。主な変更点の2点目は、特別補助の新型コロナウイルス感染症対策特別配分の見直しでございます。まず、現状と課題ですが、前回の審議会の審議を踏まえて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る経費に関する調査を実施いたしました。その結果、各学種ごとの令和2年度の実績額と令和3年度の見込額の1校当たり平均額は、下の表のとおりであり、昨年度は感染症対策に多額の経費を要していましたが、今年度の経費は、昨年度と比較すると大幅に減少する見込みであることが分かったところでございます。これだけを見ると、「じゃあ、見直す必要はないのではないか」ということになるのですが、この調査は前回の7月13日の審議会の直後、まだ現在のようにデルタ株が猛威を振るう前に行ったものでございます。

資料に戻りますけれども、その一方で新型コロナウイルス感染症は、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。このような状況を踏まえると、学校における感染症対策の更なる充実・強化が必要になりますが、令和2年度に各学校が利用していた新型コロナウイルス感染症対策に係る各種の国庫補助について、令和3年度は新たな予算措置がなされておられません。このため、昨年度よりも新型コロナウイルス感染症対策特別配分の果たすべき役割の重要性が高まっており、学校ニーズに応じた感染症対策を行うことができるよう、補助上限額を増額するなど拡充する必要がございます。

これらを踏まえて制度設計などについて検討させていただいた結果が、下の変更案でございます。案といたしましては、私立学校における新型コロナウイルス感染症対策を充実・強化するため、新型コロナウイルス感染症対策特別配分の学校規模に応じた配分上限額を以下のとおり増額するいたしました。下の表を御覧いただければと思いますが、令和3年度の配分上限額は、令和2年度の1.5倍としております。

次のページをお開きください。主な変更点の3点目になりますが、特別補助の授業目的公衆送信

補償金制度活用特別配分の創設でございます。この配分項目は、前回の審議会で御説明させていただいたとおり、国が定めた単価やスキームに従い補助をするために創設するものであり、本審議会において御審議いただくものではございませんが、運営費補助の一部として交付することになるため、御説明をさせていただきます。

まず、現状と課題ですが、著作権法第35条の改正により、インターネットを利用した授業で著作物を利用することが可能となりました。私立学校が授業で著作物をインターネット経由で送信する場合、学校の設置者である学校法人はSARTRASという団体に補償金を支払う必要がございます。

続きまして、変更案でございますが、私立学校が授業目的公衆送信補償金制度を活用した場合の補償金の支払いに係る経費を補助するため、以下の計算方法により配分する「授業目的公衆送信補償金制度活用特別配分」を創設するをいたしました。

なお、参考資料1として、A3横長の資料をお配りしております。これまで御説明申し上げた変更点について、小中高等学校の配分基準に反映させるとどのようになるのか、新旧対照表の形で整理をしたものでございますので、参考までに御覧いただければと存じます。

また、参考資料4として「令和3年度当初予算 私立高等学校生徒1人当たり助成状況」、参考資料の5として「都道府県別私立幼稚園経常費補助単価（令和3年度当初予算）」をお配りしております。これは、前回の審議会において、「埼玉県の私学助成について全国的にどの程度のランクにいるのか教えてほしい」という御質問をいただいておりますので、その場で口頭ではお答え申し上げたところですが、その際、「次回、データを出してほしい」というお話がございましたので、御用意をさせていただいた資料でございます。こちらの資料につきましても、参考までに御覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3「令和3年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧いただきたいと思います。まず、1ページの「1 配分の基本的な考え方」を御覧ください。今年度におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。

具体的な配分項目でございますが、2の「基礎配分」では、昨年度と同様に、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数を乗じて配分額を算出いたします。

3の「政策誘導配分」ですが、①から、2ページの⑧までの8項目及び2ページの一番下の新型コロナウイルス感染症対策加算は加算により、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図

るものでございます。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料1ページ及び2ページに記載のとおりでございます。

続きまして、4の「特別補助」ですが、3ページを御覧ください。授業目的公衆送信補償金制度の創設に伴い、国が定めた園児1人当たり単価に定員内実員を乗じて補助額を算出いたします。

続きまして、資料4を御覧ください。資料4「令和3年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧いただきたいと存じます。1ページを御覧ください。1の「各配分項目の変更点」について御説明申し上げます。（1）基礎配分のうち、①園児数割でございますが、令和3年度予算の園児1人当たり単価が増額されたことを踏まえ、補助単価を増額いたします。②から⑤までの加算については、前年度の補助単価を継続いたします。

（2）政策誘導配分につきましては、前年度の内容を継続いたします。

なお、昨年度大きく見直しました③納付金抑制加算について、令和3年度の納付金額の増加率は、対前年度比1.3%となりました。納付金の抑制効果につきましては、令和2年度の納付金の増加率が3.5%であったことと比較しますと、増加率は鈍化したという結果になっております。

また、制度変更により補助金が増額となった幼稚園は121園、減額となった幼稚園は61園となっております。減額となった幼稚園のうち最高額は360万円であり、200万円以上減額となった園は9園ございますが、各幼稚園の現金等資産の状況を見ますと資金繰り上問題がございません。また、それら幼稚園からも特段、運営に支障が生じているという話は聞いてございません。

続きまして、3ページを御覧ください。（3）特別補助の「授業目的公衆送信補償金加算」でございますが、国が定めた園児1人当たり単価に定員内実員を乗じて補助額を算出いたします。「2 主な変更点」の説明は、高校担当の説明と重複しますので割愛させていただきますが、園児1人当たり補助金額は、幼稚園の場合、消費税込みで66円となります。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明をさせていただきます。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料の方は、お手元の資料5を御覧いただきたいと思います。初めに、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、他の学種と同様に「基礎配分」、「政策誘導配分」の2つの配分枠となっております。

2の基礎配分でございますが、①生徒数割、②教職員数割としております。こちらの方は、生徒数、教職員数に一定の補助単価を乗じ、配分するものでございまして、学校の規模に応じた配分といたしております。

なお、具体的な配分額、算定方法につきましては、後ろの方でございます参考資料の3というインデックスがあるかと思いますが、こちらの方のA3の折り込んである資料の方、令和3年度私立

学校運営費補助金（専修学校・各種学校）配分基準新旧対照表イメージ、こちらの方を御覧いただきますようお願いいたします。こちらの生徒数割、教職員数割の補助単価につきましては、生徒1人当たりの予算額も若干増額しておりますので、それに伴って単価の方も昨年度よりも増える案となっております。

資料5の方に戻りまして、次に3番の政策誘導配分について御説明いたします。①番から「専任教員充足加算」につきましては、まず配置基準を超えて専任教員を配置している学校、また専任教員1人当たりの生徒数の少ない学校、生徒当たり手厚く教員を配置している学校に加算をするものでございます。

次の②番の「保健安全対策・教育環境整備加算」につきましては、昨年度コロナ感染拡大に伴う様々な保健衛生面での対策、施設設備の改修に要した経費に充てるために配分の拡充を行ったところでございます。今年度も、昨年度と同様に配分をしまいたいというふうに考えております。

次に行きまして、③番の教員資質向上加算につきましては、教員の方の外部の研修等に参加した場合の費用の負担額に応じて加算をするものでございます。

④番、職業実践専門課程認定加算につきましては、国の認定を受けて企業と連携した実践的職業教育を推進する専門学校に対しまして、企業との調整、カリキュラムの準備といった費用に対しまして、1校当たり30万円を加算するものでございます。

最後に、⑤番の学校医配置加算でございますが、こちらの方は学校医を配置いたしまして、保健計画等の立案に参加している学校に対する加算となっております。

専修学校・各種学校の配分基準につきましては、このような案となっております。昨年度の配分方針を、今年度も継続していきたいと考えております。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から、3つの諮問事項につきまして一括で御説明をいただきました。

それでは、この件につきまして御意見とか御質問がありましたらよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。委員。

○委員 高校の件で、まずお尋ねがございました。

前回私が御質問いたしました、今回新しく入れる⑧の教員資質向上加算ですか、その新設をするということなのですが、またコロナ対策の方も引き続きということで、その財源はどうするのかということについてお尋ねをしたかと思うのですが、先ほどの御説明の中にもし入っていたのなら申し訳ないのですが、財源をどうするのかということとを高校の件で1つお尋ねしたいのと、それと今回の教員資質向上加算なので、研修費ということなのですが、この金額でちょっと各私立高校さん足りるかどうかわからないのですけれども、これはあくまでも単年度予算だと思いますので、

せっかく新設されるのであれば、一生懸命伝えてくださいみたいな、そういうアピールをされる御予定があるのかどうか。その2点を高校の関係ではお尋ねしたいです。よろしく願いいたします。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、委員からの御質問にお答えいたします。

まず1点目、教員資質向上加算を創設すること、それから新型コロナウイルス対策特別配分の補助上限額を上げることについて、財源はどうするのかという御質問でございましたけれども、財源につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて予算が増えておりますので、増額になっておりますので、その増額となった予算を財源といたしたいと考えております。

それから、2点目、教員資質向上加算を創設することについて、ぜひ各学校の方に先生方を外部機関の研修に参加させてくださいというアピールをするのかということですが、こういった配分の基本方針を見直した場合には、必ず各学校に周知をさせていただくことになっておりますので、それがアピールといえばアピールということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員 分かりました。

○村田会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、委員。

○委員 マイク入っていますか、入りましたね。ちょっとすみません。今の質問に対して、私はこう考えていたのですけれども、違うでしょうかということをお聞きしたいのですけれども、そもそも補助金の予算というのは前年度に決まる、いいですね。その中で絶対マストのものが1つだけある。それは経常費補助である。これはなぜかというと、前年度の予算に対して3分の1の補助を出すものであるから、マストである。残ったものをどう配分するかということを決めているだけである。したがって、仮にコロナのお金をもっと必要であったとしても、その枠の中だけでしか配分できないという仕組みになっているというふうに理解しているのですけれども、よろしいでしょうか。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 委員からの御質問にお答えをいたします。

委員の御質問では、まず令和3年度の予算というものがあって、基礎配分において、各学校の前年度決算額の3分の1を補助いたしますと。残った額を、政策誘導配分、それ以外の配分で配分することになっているのは事実でございます。その基礎配分で配分した額の残りの中で配分を考えなければいけないというのはそのとおりでございますが、お答えがちょっと違いますでしょうか。

○村田会長 どうぞ。

○委員 ということなので、結局今まで、もしこちらがちょっと増えるような形で新たに加わるのだとしたら、補正予算が組まれてもいいわけですね。ところが、かつて補正予算が私組まれたことを

聞いたことがないのです。したがって、補正は組まないというのが前提であって、決められた枠の中をどう配分するか。決められた枠の中の配分をどうするかということをごこの会議でもって検討しているというのが、今のこの会議の実態だというふうに私は理解しています。それで違っていません。だから、補正は組まれないよと。

○事務局 補正は組まれません。

○村田会長 よろしいですか。ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 ただいまの委員さんから御指摘いただきましてありがとうございます。私がちょっと誤解していた点もあったと思うのですが、私が先ほど財源の御質問につきましては、前年度程度の各補助金は必要だという前提の上で新たに組むのであれば、それは何かを、何かの財源を少し持っていないと足りないかどうかという趣旨でお尋ねしたのですが、前年度は前年度の補助金の枠組み、大体のところは踏襲した上で、予算枠が増えたところを補填するということだったので安心したというような状況でして、私が誤解を与えるような、誤解させるような御質問をしてしまって申し訳なかったのですが、結果として安心したということでございます。

以上でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

そのほかにございますか。

どうぞ、委員。

○委員 引き続き申し訳ございません。前回、幼稚園の関係で、私の質問が前年度見直した点についての実績について分かりますか、次回もし分かったら教えてくださいという御質問をしたことに対しては、先ほど基本的な説明の中で、特に大変になってしまった園はないという御回答があったのですが、それに対する回答ということでよろしいでしょうか。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 そのとおりでございます。

○委員 ありがとうございます。

○村田会長 では、事務局の説明でよろしいということですね。

○委員 大丈夫です。

○事務局 どうもありがとうございました。

そのほかにございますか。

では、リモートの委員。

○委員 お願いいたします。新型コロナウイルス対策ということで、増額をするということになったのですけれども、幼稚園の方に関しては現状維持ということで、高校の説明のときに、この間特に、前回の審議会以降かなり状況も変わっているという話であったのですが、その辺りのところは既に

確認された上で、現状維持ということによろしいのかというのが1点です。

あと、もう一点は質問ではなくてお願いなのですが、今回高等学校で教員資質向上加算が創設をされまして、前回のお話のときにもありまして、今回の資料にも記されておりますが、県の総合センターに参加をする場合の金額が、かなりばらつきが大きいという話が前回あったと思います。せっかくこういう仕組みがありますので、お話を伺うと、何か人数によって金額が高くなったり少なくなったりするということですので、そうするとなかなか学校で今年度そこに参加するかどうかというようなことを考えるににくいのではないかと思いますので、これはこの審議会の話ではないと思います。県の中で、もし可能でしたら、ある程度一定金額になるような、そういうような仕組みというのがつくれないかなということを思いますので、もしどこかのところで検討するところがあれば検討していただければと思います。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、1点目の幼稚園のコロナ関係のことについてよろしくお願いします。

○事務局 委員の御質問にお答えいたします。

幼稚園の場合は、高校などと比べまして学校規模が小さく、またスクールバスなども通学範囲が狭く運行距離も短いといったところがございます。幼稚園からは、新型コロナウイルス感染症対策の補助をもっと増額してほしいという要望などはあまり聞かず、現在の枠組みで対応できていることが推測されます。参考までなのですが、令和2年度の実績では399園中59園の補助実績がありまして、全園の14.8%に補助を行ったといったところでございます。

私からは以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、委員、よろしいですか。

○委員 ありがとうございました。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、ほかにございますか。

では、委員、どうぞ。

○委員 研修費の関係なのですが、1校当たり20万ということで、教員を外部機関の研修に派遣する場合と書いてありますけれども、例えば学校で講師を呼んで研修する場合もこれに該当するかどうか。というのは、先生方は恐らくかなり日程的に忙しいのではないかと思います。ですから、今までも恐らく研修に行く時間が取れないという部分も含めて、意外と行っていないのかなと。この数字からして、そんな感じもするのです。そうしますと、貴重な勉強の場ですから、逆に学校に講師を呼んでという機会をつくってあげることも大事なのかなというふうに思いますので、そういった部分にはどうなのかな。20万が該当するかどうか、その辺確認だけお願いします。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 委員からの御質問にお答えを申し上げます。

学校に外部から講師を招いて開催する研修の場合には、今回創設する教員資質向上加算20万円の対象になるのかという御質問かと思いますが、学校主催の研修に外部講師を招く場合は、それはあくまでも校内の研修という位置づけになりますので、今回の教員資質向上加算20万円の対象にはなりませんというお答えになります。ただ、従来から各学校さんでは校内研修やっております、それに場合によって費用がかかる場合には、これまでも基礎配分において3分の1は補助しているところでございます。今後そういった校内研修を充実させたいので、もっと補助がというような声が上がってくるようであれば、その時点で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございます。

委員さん、では御質問をお願いします。

○委員 新型コロナウイルス感染症対策特別配分の見直しのところで、令和2年実績で平均額がここに記載されていますが、例えば例に取りますと小学校が249万3千円、これが決まりました7月13日直後にデルタ株が大幅に増えてきたということで、令和3年度が、例えば小学校が1.5倍、現行案として小・中学校100万円のところが1.5倍で150万円と記載されて変更されていますが、これで見直しとしてはこの範囲で上限額ということですので、間に合わせるということなのでしょうか。これ以上にかかる可能性も出てくるということは、お考えの中に入っているのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○村田会長 どうもありがとうございます。

では、事務局、お願いします。

○事務局 委員からの御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルス対策特別配分の上限額の範囲内で、各学校のコロナ対策の経費は収まるのかという御質問かと思いますが、100%収まるという前提ではございません。場合によっては、これを上回る可能性もあろうかとは思いますが、補助金というのは無尽蔵に支出するものではなくて、ある一定の上限を設けてやらせていただくものなので、今年度につきましては1.5倍ということにさせていただきました。これ来年度以降、場合によってはまた、これでは十分ではないというような声が上がってくるような場合には、またそのとき増額等について検討させていただくこととなります。

以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございます。

よろしいですか。

○委員 はい、大丈夫です。要は、必要に応じて次年度はまた見直していくというような考えでよろ

しいわけですね。

○事務局 はい、そのとおりでございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、委員。

○委員 今の件ですけれども、実態として私どもの学校は、ちょっと足りなかったらほかの学校の予算から出すしかないなという考え方をしているのです。だけれども、実態として、極端な言い方しますよ、これ。すごい極端な言い方ですけれども、コロナの補助金という名目になっていても、それはコロナで原則的に使わなければいけないのですけれども、その中で配分された予算というのがありますよね。それをどう使うかというのは、かなり裁量権があるので、したがって足りなかったらそちらの予算を必要に応じて入れればいいだけだ。つまり、逆に言うと、もし本当に大変だとしたら総額をもっと増やさなければならぬ。つまり、補助金全体を増やさなければ駄目であって、今現在は何とかそれぞれの学校が上手に運営していて、そのコロナの補助金をほぼ大体このぐらいでやっているのだと。私どもの学校やっていますから、しているのだと思っています。万が一そういうことがあっても、そういう上手な運営の仕方でもって学校運営ができているというのが実態なのです。したがって、大きな問題にはなっていないというふうに理解していただくのが一番分かりやすいかなというふうに思っていますけれども。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

では、どうぞ。

○委員 今日の会議で補助金の総額が決まっていて、それを配分しているような状況というようなことで、私委員になって2年目ですけれども、よくその状況が分かりました。特に専修学校・各種学校について言うことはないのですが、2点だけちょっと申し上げておきたいと思います。

1点は、職業実践専門課程いつも申し上げていますが、その埼玉県としての補助額の一層の拡充をまずはお願いしたいなど。

それから、もう一つは、私どもの専修学校・各種学校の全国的な運用として、文科省に国の予算を主に職業実践専門課程につけていただきたいと。この運営費込みではなくて、職業実践専門課程を取っている専門学校に対しては、国が予算をつけてくださいということをお願いしております。文科省の方も、もう3年ぐらい前からそれを受けまして、今検証しています。ですから、この専門課程を取った後、その学校がどうなったか、どういう効果があったのかということを検証しています。恐らくその計画の方出てくると思います。私どもそう言おうとしているものですから、ぜひ県におかれましても、何かそういう国に対する県議員さん等を通して、知事会を通してやっていただきたいということを申し上げます。ぜひその応援方を、御支援方を、ただ1点だけお願いしておきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○村田会長 ただいまのは要望ということでよろしいですか。

○委員 はい、結構です。

○村田会長 そのほかございますか。

委員。

○委員 すみません。ICT教育なのですけれども、今回は変更なしということで、配分の方が行われるわけなのですけれども、また一方で特別補助として授業目的の公衆送信の補償金活用特別配分というような、何かちょっと難しいようなあれで、一律にこれ児童1人当たり幾らと取られるわけなのですけれども、この配分がなかなかよく分からないのです。これは、いつからでは始められるのか。もちろん全国規模でしようけれども、国としてはどういうものを、意見を持っているのか。その辺のところはちょっと分かったら教えてもらえますか。

そして、これからICTというか、GIGAスクール構想はこれからスタートを始めて、これからどんどん、どんどん進んでいくかと思うのです。やはり私学は進んできた。それを県立にも波及をしていていただきたい。そういうことも含めて、ICT教育というのをもっと進めなければと思っているのですが、その辺について事務局としての見解を聞かせてください。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 委員からの御質問にお答えをいたします。

ICT教育活用の加算については、今年度見直しを行わないのですが、具体的にどういった補助を行っているかという点、参考資料1の5ページをお開きいただきますと、一番上の段、(7)ICT活用教育推進加算とございまして、令和2年度から令和3年度にかけて見直しは行っていませんが、令和2年度の方を御覧いただきますと、項目としては2つございまして、ICT支援員の配置や教職員の研修を行った場合に加算上限が150万円、それから②としてICT機器を活用した新しい教育や学校独自の取組をした場合に加算上限として150万円、足し合わせてマックスで300万円の補助をこのICT活用教育推進加算では行っております。

それから、もう一点なのですが、本年度創設する授業目的公衆送信補償金活用特別配分の方ですが、こちらにつきましては、参考資料1、12ページの一番下の段の令和3年度のところを御覧いただきますと、例えばなのですけれども、これ学校種別ごとに単価は異なるのですが、高等学校であれば420円に消費税を上乗せして、定員内実員というのはいわゆる生徒数、生徒数を掛けて、各学校に加算配分を行うことになってございます。

それで、この授業目的公衆送信補償金制度というのは、各学校が年度始めにSARTRASという国がつくった団体に、まずうちの学校は何人いますよという申請をして、そうすると団体から請求が来てお金を支払うと。そうすると、その年度の間は包括的に著作権で引かかるようなものを授業でインターネット送信できるというような仕組みになってございます。

それで、国の考え方につきましては、授業目的公衆送信補償金制度については各学校が活用できるように、各都道府県においてこういった補助制度をつくってくださいということで、国の方から依頼があるところがございますので、本県としても対応させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

委員。

○委員 先ほど委員から、事務局の方に要望があったと思います。国に対してもぜひ働きかけをしてほしいという話があったと思うのですが、実は私、本業は弁護士なのですが、ちょっと弁護士会から最高裁の方に地方改革の件でお願いしていることがあるのですが、そういったときはやっぱり弁護士会はこれだけやっているから、最高裁、国も頑張ってくださいと、こういうふうな働きかけを通常するのです。ですので、委員さんがおっしゃられた要望というのを県から国に話していただく場合は、県はこれだけやっていますと。今回のこの案を、専門学校・専修学校さんですね、これの予算配分、これだけもういろいろ頑張っていますというところは、もし県の方で自負があるのであれば、ぜひ強く県もこれだけやっていますと、国もぜひお願いしますという働きかけをしていただいたらどうかなと思いました。

以上です。

○村田会長 どうもありがとうございました。

今のは、では御意見ということで。

○委員 はい、お願いいたします。

○村田会長 ほかに。では、リモートの委員の方も大丈夫ですか。

〔「なければ」と言う人あり〕

○村田会長 委員さん。

○委員 すみません。まず1点、簡単な質問から幾つかしたいと思います。

まず1つは、参考資料の5ページ、ここの下の(9)定員超過調整の中の表1、入学定員超過率の入学定員の定義はどんなふうになっているかということをお聞きしたいのです。というのは、中等教育学校の場合というのは、高校からの募集がないから、原則的には中学校の生徒がそのままカウントされる。ところが高校の場合、併設の中学校から上がってくる子たちが入学者定員に入るか入らないのかということをお聞きしたい。どういう形で、今県は検証しておられるのか。

○村田会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 ちょっと今調べております。

○委員 私の方は、基本的にそれは全部、あくまでも中学校と高校は別ですから、併設校から上がっ

てくる子たちも含めた総数の高校の定員に対する入学者定員だと理解しているのですけれども、よろしいでしょうかと。簡単に言うそうですね。

○村田会長 では、お願いします。

○事務局 お答え申し上げます。

委員の御理解のとおりでございます。

○委員 そうしますと、いろんな学校から、私どもの学校もたまに来るのですけれども、高校の方で定員超過しているの、それはどうしてか理由を答えてくださいという質問が来ているのですけれども、これは入学者定員のどれだけを超えたらそのような文書を出されているかというのを、差し支えなかったら教えていただきたいのですけれども。

○事務局 その文書というのは、学事課から出ているものですね。

○委員 そうです。学事課の方から、毎年このぐらいの時期になると、前年度の要するに入学者数に対して、例えば3割超えていたら何とかとか何とかって、そういったのが来るのですけれども、その中にこれでいくと入学者定員超過率の何割超えていたら、要するに定員の遵守をしてくださいと。例えば1割、私の感じだと1割超えたらば出されているのかなというイメージでいたのですけれども、それでよろしいのかな。

○事務局 お答え申し上げます。

考え方といたしましては、入学者の定員超過率と、学校全体、生徒全体の定員超過率の両方が15%以上の学校、及び生徒全体、学校全体の定員超過率が30%以上の学校に対して、定員管理の適正化について文書を発出させていただいております。

○委員 分かりました。では、その辺は中高協会の会員の方々に説明してもよろしいですか。

○事務局 それは構いません。

○委員 要するに、まず学校全体で30%は、もうとにかく行きますよ。それから入学者の定員、先ほど言った高校の1年生の定員の15%、これから学校全体の定員の15%を超えてしまっている場合には行きますよと。

〔「30%」と言う人あり〕

○委員 30%は、かなり前に言っていたのですね。

○事務局 では、もう一度。入学者の定員超過率、それから生徒全体の定員超過率、両方が15%以上の学校がまず1つ。まず、そこには文書を発出します。

○委員 だから、入学者が15%かつ学校の定員の15%、両方ともの場合。

○事務局 そうですね。それがまず、文書を発出させていただく1つの考え方。

それから、学校全体の定員超過率が30%超、これがもう一つの考え方。その2つの考え方に基づいて出していますということです。

○委員 これは、特に会員の皆様にも徹底したいなという。

○事務局 これは問題ございません。中高協会の方に。

○委員 ありがとうございます。

それから、ここから先はちょっとお願いなのですが、まず1点目、これはとても今年もいろんなことを、いろんなことでいろいろ工夫していただいて、本当にどうもありがとうございます。おかげさまで、毎年毎年一步一步前進しているのだなとつくづく思っております。ただ、構造上の問題で、例えば先ほど消費税が今年からは全部措置されるようになった。つまり3分の1支給されるようになったので終わりですよ、これは県の学事課としては当然の答えだと思うのですが、学校側から見ると、消費税が前回2%上がりました、いいですね。措置されたのはその3分の1ですから0.66%。1.33333%は、今までよりも持ち出しになっているわけですよ。これに対しては何も措置されていないのだということを、まず一つ、これはだからどの学校も自己努力ですね、自己努力で今運営していますよ。

さらにもう一つ、これからもう一つ大きいのが、そっちはそんなに大きくないと思うのです。うちらなんかでも消費税関係するのは、そんなに多くないので、まあ年間で、例えばもし払っているといたら何千万ぐらいの範囲で済むのでいいのですが、もう一つ。ICTの、今イニシャルコストについてはかなりの2分の1の補助が出ますよね。でもイニシャルコストに関しては、それは1回こっきりでいいのですが、前からも言っているのですが、ランニングコスト、つまり通信回線の使用料が、これは3分の1しか補助されないのです。これは10年前だったら、そんなにお金かかっていなかったのです。普通の電気代しかかかっていなかったのです。ところが、通信料というのが、やっぱりかなり膨大なのです。このうちの3分の2が自己負担している。では、その財源どこから持ってくるのだという話ですね。どこかを削らなければいけない。うちなんかは、私よく言われるのだけれども、開智はぼろだ、ぼろだと言われているのですが、設備費の、ちょっとこれ壊れてしまったけれども、これ使わないのだったら、あるいはちょっとこれ我慢してもらって、もうちょっとたってから直そうよなんていう形で、そういう工夫をしなくてはいけなくて、ほかから見ると本当に開智は私立ではないみたいな、言われるぐらいの施設でやっているのです。だけれども、その分しようがない、そういった今一番必要なICTの通信のお金にかけよう。

それだけでなく、それでも足りないのです、どこに負担が行っているかという、私学だから公立より、公立は大変だなと思うのですが、私学の場合は保護者がその辺は出しますよと言ってくれるのです。例えばアイパッド買う、クロームブック買うといったのも、親が少しでも早くやってほしいから、ぜひ学校で買ってくださいよという形で、親が負担するから買ってくださいよという形でやっているわけです。だからそう考えると、もちろんそうではない部分もあるよ。国がその辺の部分はかなり措置されてきているので、すごく助かっている部分もありますけれども、だから通信回線の費用なんか、親が一部負担してくれているのです、うちの場合は。

そういう形で、結果的にも補助金はその分だけ、もちろん全体の額は限りがあるので、もうや

むを得ないというのは分かっているのですけれども、増えないと、やはり保護者の授業料軽減はうまくいっているのですけれども、そうではない部分で、結局親の負担が増えているよということがあるので、この辺だとか、今すぐ解決できないと私分かっていますけれども、問題意識として我々が抱えていて、いずれは何らかの形で改善していかなければいけないのだということだけをちょっと頭の隅に入れておいていただけないかなということだけをお願いしたい。

これは、簡単にそんな一朝一夕でできるものではないというのは分かっていますので、みんなでそれこそ議員の先生方にも協力してもらいながら、全体でもってどうやったらそういった形の、よりよい教育ができるような環境をつくれるかということをやっていければなと思っていますので、これはお願いですので、よろしくをお願いしたいと思います。

○村田会長 どうもありがとうございました。では、要望ということでよろしくお願いたします。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員 ちょっと委員が言われた5ページのところの上の部分で、ICT支援員の配置が150万、ICT機器を活用した場合の学校独自の取組150と万ありますね。これで両方合わせると300万ぐらい来るわけですが、これは申請すると来るという形だと思うのです。ということは実際に、答えただけであればありがたいのですけれども、どのくらいの割合で消化しているのですかねという感じなのです。

○村田会長 では、回答をお願いします。

○事務局 ちょっとお待ちください。

○委員 すぐでなくてもいいですけれども。

○事務局 令和2年度の実績ということでよろしいですね。金額といたしましては、約2,500万円実績としては補助をしていることになっております。

○委員 6割5分ぐらい。

○事務局 学校数ですか。

○委員 ええ、学校。

○事務局 学校数としては19校なので、48校ございますので、半分には届いていないという形です。

○委員 分かりました。

○村田会長 よろしいですか。

では、ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○村田会長 特にないようでございますので、それでは諮問事項3件につきまして順次議決を行いたいと思います。

初めに、令和3年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につき

まして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 では、リモートの先生方、よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、令和3年度小学校・中学校・高等学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、令和3年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 どうもありがとうございます。

それでは、令和3年度幼稚園に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

最後に、令和3年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 どうもありがとうございます。

それでは、令和3年度専修学校・各種学校に係る運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、原案を適当と認めることといたします。

以上で議事は終了いたしました。リモートの先生方も、どうもありがとうございました。

議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

以降は事務局に進行をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

5 閉 会

○司会 ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙な中、2度にわたり大変貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。本日は初めての試みでオンラインということで、御迷惑かけました。ありがとうございました。

御審議いただきました基本方針を踏まえ、速やかに配分基準を学校法人などに伝え、補助目的に沿った学校運営を促してまいりますとともに、適正かつ効率的な予算の執行を図ってまいります。

以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。

皆様方には、引き続き県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

(1時間12分)